平成２９年（フ）第４９９号
兵庫県加古川市加古川町溝之口138番地の４　寿荘６号
債務者　冨澤　正彦
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９２０号
広島県東広島市西条東北町16番31号　アーバーハウス吉田Ｃ棟101号
債務者　野口　友門
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７５０号
福岡市城南区片江２丁目21番27―201号
債務者　大水　敏子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７５１号
福岡市城南区片江２丁目21番27―201号
債務者　大水　舞子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９４２号
福岡市南区桧原５丁目22番３―206号
債務者　岸本　豊
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９４３号
福岡市南区桧原５丁目22番３―206号
債務者　岸本　浩
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９７３号
福岡市東区馬出１丁目２番21号
債務者　秋山　竜也
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５１７８号
大阪府高槻市塚原３丁目16番12―606号
債務者　村上　明子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３２２号
大阪府茨木市鮎川５丁目１番12号　レオパレス　グランビュイッソン　104号
債務者　小野　ゆみ
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３２７号
大阪府豊中市宝山町６番８号　201号、前住所大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ21―205号
債務者　荘司　忠英
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３５８号
大阪市淀川区塚本４丁目３番18―602号
債務者　浅田　遼太
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５３号
静岡市清水区八坂北２丁目12番10―Ａ105号　マルゲン八坂
債務者　伊藤　千寿（旧姓堀野）
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８８号
岡山県倉敷市児島小川８丁目８番11号　カーサ・ベル101
債務者　谷野宮千明
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９２号
岡山県瀬戸内市長船町福岡1120番地１　レオパレス福岡　Ｂ205、旧住所広島県東広島市黒瀬町大多田362番地20
債務者　中川　弘恵
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０６号
岡山市北区中原373番地　ミカサ旭川101
債務者　徳田　明雄
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０９号
岡山県赤磐市下仁保216番地100
債務者　林田　敦子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部